

職員団体の登録事項の変更に係る手続について

人事委員会の登録を受けた職員団体は、登録事項（規約・役員・事務所所在地）に変更があった場合又は職員団体が解散した場合に人事委員会への届出が必要となりますが、届出に際して提出が必要な書類は次のとおりです。

届出を要する場合	提出が必要な書類		
	I 届出書（共通）	II 手続証明書	III 添付書類
規約の変更	職員団体登録事項変更届 （解散） （様式第7号）	規約採択証明書 （様式第2号）	① 規約新旧対照表 ② 改正後の規約全文
役員の改選 ^{※1}		役員選出証明書 （様式第3号）	① 改選後の役員名簿 （様式第1号の表1）
事務所所在地の変更 ^{※2}		規約採択証明書 （様式第2号）	① 事務所所在地表 （様式第1号の表2）
職員団体の解散		議案採択証明書 （様式第4号）	なし

※1 役員については、各団体の規約で定める任期が満了する毎に改選の手続が必要です。改選の結果、旧役員の全員が再選された場合であっても、全ての役員について届出をしてください。

※2 主たる事務所の所在地は、規約における必要的記載事項であるため、主たる事務所の所在地を変更する場合には規約の改正も必要です。

<留意事項>

○ 役員改選には投票者の過半数の賛成が、その他の重要な行為（規約の変更等）には全構成員の過半数の賛成が必要です。

また、これらの決定に当たっては、全構成員が平等に参加可能な直接かつ秘密の選挙によらなければなりません（委任状による委任投票や、挙手・起立による賛否の決定等は認められません）。

○ 登録事項に変更があった場合には、変更の日から10日以内に、変更の届出を人事委員会に提出しなければなりません。

提出書類はそれぞれ正副2通提出するとともに、提出に当たっては、内容に関する照会ができるよう、登録事務担当者の氏名と、確実に連絡可能な電話番号及びメールアドレスを必ず記載してください。

○ 登録事項の変更に係る届出が適切になされなかった場合又は登録の要件に適合しない事実があった場合は、地方公務員法第53条第6項の規定により、職員団体の登録の効力を停止し、又は登録を取り消す場合があります。

○ 各手続に関する詳細については、別添「職員団体登録の手引き」も参考にしてください。

「職員団体登録の手引き」は、県人事委員会ホームページにも掲載しています。

→ 掲載場所：宮城県トップページ>組織からさがす>人事委員会事務局>職員団体の登録

※ 人事委員会規則11-3（職員団体の登録に関する条例施行規則）の一部改正に伴い、令和4年4月1日から、職員団体の登録事務に係る各様式の押印が不要となりましたので、承知願います。